



島根県報

平成21年4月1日（水）

号外第86号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体及び全国自治宝くじ事務協議会（財 政 課） 2
規約の一部変更について

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体及び西日本宝くじ事務協議会規約（ ” ） 2
の一部変更について

告 示

島根県告示第270号

岡山市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

島根県告示第271号

岡山市を西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加え、これに伴い西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条中「福岡市及び広島市」を「福岡市、広島市及び岡山市」に改める。

第6条中「二十人」を「二十一人」に改める。

第17条第2項中「福岡県及び広島県」を「福岡県、広島県及び岡山県」に改め、「広島市に」の下に「、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもつて岡山県及び岡山市に」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。
